

## Contents

---

### AIPPI Bureau

---

2021 年の AIPPI 総会はサンフランシスコで開催します

(Laurent Thibon, Secretary General of AIPPI, Thierry Sueur, Chair of the Venue Selection Committee)

AIPPI 本部および Venue Selection Committee より、2021 年国際総会の開催地が米国サンフランシスコに決まったことをお知らせします。今回の開催地選出は、トロントで議決された新規則を適用して行われました。これで、今後の AIPPI 総会開催都市は次の通りとなりますーリオデジャネイロ (2015 年)、ミラノ (2016 年)、シドニー (2017 年)、カンクン (2018 年)、イスタンブール (2019 年)、杭州 (2020 年)、サンフランシスコ (2021 年)。

---

## AIPPI Committee

---

### Standing Committee 「商標」 — ICANN の諮問委員会

(Sarah Matheson, Reporter General of AIPPI)

ICANN 政府諮問委員会の提案では、地名は当該コミュニティが申請した場合か、そのコミュニティまたは政府が許可した場合でない限り、gTLD (ドメイン名) としての登録を認めるべきでないとしています。地理的基準には、国の地域・準地域、大陸の地域、河川、山などがあります。AIPPI の Standing Committee 「商標」が作成し、ICANN へ提出した見解は、[こちら](#)からご覧になることができます。

### Standing Committee 「商標」 — WIPO マドリッド制度協議グループ

(Sarah Matheson, Reporter General of AIPPI)

WIPO のマドリッド制度に関する協議グループは先頃、次のような 2 件の運用変更案に対するパブリックコメントを募集しました。

- ・ 国際登録簿における名義人の法的性質の更新
- ・ 名義人の変更が効力を有さない旨の宣言の記録

これに対して AIPPI の Standing Committee 「商標」が提出した回答は、[こちら](#)からご覧になれます。

### Standing Committee 「バイオテクノロジー」

(Ralph Nack, Assistant to the Reporter General of AIPPI)

Standing Committee 「バイオテクノロジー」は、新たに設置された SC 「医薬・バイオテクノロジー」に統合され、バイオ分野は旧 SC のメンバーによる専門の小委員会が設けられました。新たな SC の小委員会となっても、これまで通りの体制で運営されることになっており、バイオという重要な分野の活動が継続されることについて、Bureau もバイオのメンバーに感謝しています。

レポート：[第 29 回 WIPO 著作権・著作隣接権に関する常設委員会 \(SCCR\) 会合](#)

(Matthias Gottschalk, Secretary of the Standing Committee on Copyright)

2014 年 12 月の第 29 回 SCCR 会合において、Kenneth Crews 教授は自身による「図書館や文書館に対する著作権の制限や例外に関する研究」(SCCR/29/3)を紹介し、大多数の国々で、こうした例外や制限が規定されていることを示しました。こうした点にお

ける国際的なハーモナイゼーションが望ましいかどうかの議論は、引き続き第 30 回会合で行われます。

---

## 2015年 AIPPI リオデジャネイロ総会

---

### スポンサー募集のご案内

(Rio 2015 Organizing Committee)

2015年のAIPPI国際総会は、ブラジルのリオデジャネイロで開催されます。この貴重な機会に、スポンサーの皆様が参加者にPRできるよう、今年は、掲載・宣伝の方法も強化しています。新たに採用した方法では、AIPPIウェブサイトのバナーや、各会場のスクリーンなども使用し、目につきやすい形でスポンサー名が表示されます。さらに、展示会場における開会式レセプションなど、スポンサーが参加者と触れ合う機会を増やすために、交流の仕方にも新たな工夫を取り入れています。

また、AIPPI国際総会の開催中に、ブラジル知的財産協会（ABPI）の年次総会が執り行われます。このABPI総会には例年、米州20カ国から約1000名の参加があり、これらの人々に対しても、追加コストなしで宣伝できます。

以上のように、すばらしい機会を用意していますので、[こちら](#)からスポンサー募集のパンフレットをご覧になり、ご検討ください。

### パネル・セッションのテーマ

(The Bureau of AIPPI)

AIPPI リオデジャネイロ総会（2015年10月10日～14日）におけるパネル・セッションの各テーマが決まりました。全テーマの一覧は[こちら](#)で紹介しています。

### リオデジャネイロ総会に関する重要な日付・期限

(AIPPI General Secretariat)

- ・登録開始：2015年4月1日
- ・早期割引（Early Bird）での登録締め切り：2015年6月10日
- ・通常料金での登録締め切り：2015年9月12日

総会に関する詳細や最新情報は、間もなく本部の特設サイト [www.aippi.net](http://www.aippi.net) でお知らせいたします。

---

## 今後の行事

---

**2015年3月**：ドイツ・フランス・ポーランド合同セミナー、2015年3月19日・20日  
ーベルリン

(AIPPI German, French, Polish Groups)

ドイツ部会、フランス部会、ポーランド部会による合同セミナーを、2015年3月19日、20日の両日にドイツのベルリンで開催します。詳細は[こちら](#)からご覧になれます。

**2015年6月**：[2015年ALAI国際会議ー2015年6月18日～20日、ボン](#)

(Reto M. Hilty, President of ALAI Germany)

2015年の国際著作権法学会（ALAI）国際会議は、50年前にドイツ商標法が採択されたボンで開催されます。ぜひ参加いただき、著作権分野における学問と現実の最新情報に触れてください。

**2015年9月**：AIPPIバルト海沿岸諸国会議ー2015年9月2日～5日、タリン

(AIPPI Estonian National Group)

今回はエストニアのタリンで開催します。詳細は[こちら](#)をご覧ください。

---

## 記事・解説

---

### コロンビア：[法的に固定された損害賠償請求額に関する新たな法規定](#)

(Margarita Castellanos, CASTELLANOS — CO., Bogota, Colombia)

侵害による損害額を証明する負担は、商標権者にとって常に問題となってきました。

コロンビア政府は、この問題への対応として、商標侵害に対する裁量による一定の損害賠償額について規定した、行政命令第 2264 号（2014 年 11 月 11 日）を出しました。

### フランス：[情報社会における著作権](#)

(Tougane Loumeau, avocat à la Cour, Gide, Loyrette, Nouel, Paris, France)

情報社会における著作権というテーマについては、2014 年に英国で新たな知的財産法が導入されたこと（e-News No.37 を参照）、さらに最近では、フランスでの法改正や、欧州議会で発表された Reda レポートなど、さかんに議論されています。

### イタリア：[SPC に関する欧州司法裁判所の新たな判例](#)

(Elena Martini, Martini Manna Avvocati, Milan, Italy)

欧州司法裁判所による今回の判決は、販売認可を得ている医薬品に含まれる他の有効成分と共有結合して含まれているタンパク質に対し、有効な保護期間延長証明（SPC）を得ることが可能かどうかに関するものです。

### イタリア：[アンブッシュ・マーケティング—イタリアの視点](#)

(Paolina Testa, FTCC — Studio legale associato, Milan, Italy)

アンブッシュ・マーケティングは合法か違法か、言い換えれば、スポンサー料を支払うことなく、あるブランド／商品と、主要なイベントを関連付けることは認められるか。AIPPI イタリア部会がミラノで開催したセミナーでは、この疑問に答えを出すべく、さまざまな法的観点から、アンブッシュ・マーケティングについて検討しました。

### スペイン：[最高裁判例のコペルニクスの転回—商標権者は先の商標権に基づく侵害訴訟から守られなくなる](#)

(Elena Molina, Intangibles Legal, S.L.P., Barcelona, Spain)

スペイン最高裁の最近の判決により、被告が後の商標を保有する場合の、商標権の行使に関する法規定が変更されました。この待望の判決は、商標の登録がもはや侵害の主張に対する防御にならないことを確認するものです。

タイ：[著作権法と営業秘密法の大幅改正](#)

(Suebsiri Taweepon, Tilleke & Gibbins, Bangkok, Thailand)

タイの著作権法は、より多くの手段を整備して、著作権者がデジタル時代の侵害に対処できるようにすべく改正されました。また、営業秘密法の改正も、営業秘密委員会の機能を組織や運営の面で向上させるものと考えられます。

オランダ：[欧州議会における営業秘密指令の制定に向けた作業](#)

(Wouter Pors, Bird & Bird, The Hague, The Netherlands)

欧州連合は、TRIPS 協定への適合と、米国と同等レベルの営業秘密保護を定めることを目的とした、営業秘密指令の制定に取り組んでいます。昨年までに、欧州委員会と欧州理事会で指令案が作成され、現在は欧州議会で審理されています。

米国：[商標のタッキングは陪審員が判断すべき事実の問題であると最高裁が認定](#)

(Seth I. Appel, Pattishall, McAuliffe, Newbury, Hilliard & Geraldson LLP, Chicago, Illinois, U.S.A.)

最高裁は、商標の「タッキング」が、裁判官が判断する法律の問題ではなく、陪審員が判断する事実の問題であるという判決を下しました。

米国：[地裁判決の再審理に関する最高裁の新基準 \(Teva v. Sandoz 事件\)](#)

(Kelly G. Hyndman, Sughrue Mion, PLLC, Washington, DC, U.S.A.)

Teva v. Sandoz 事件の最高裁判決は、クレーム解釈が副次的な事実認定に基づいている場合、覆審的な再審理は不要であるとして、CAFC における下級審判決の審理のあり方を変えるものです。

---

## フィードバック

---

会員の皆様からのご意見・ご感想をお待ちしております。e-News あるいは AIPPI に関して気づいた点などありましたら、[enews@aippi.org](mailto:enews@aippi.org) までメールでお寄せください。

### 寄稿のお願い

e-News に掲載する記事を読者の皆様から募集しています。原稿は最新の[編集方針及びガイドライン](#)に沿ったものにしていただくようお願いします。

国際知的財産保護協会 (AIPPI)

AIPPI General Secretariat | Toedistrasse 16 | P.O.BOX | CH-8027 Zurich

Tel. 44 280 58 80 | Fax 44 280 58 85

[enews@aippi.org](mailto:enews@aippi.org) | [www.aippi.org](http://www.aippi.org)

今号の作成者 : AIPPI General Secretariat、Matthew Swinn

作成協力 : AIPPI Deputy Secretary General、S Olga Sirakova

Members: Johnny Fiandero

Erik Ficks

Eléonore Gaspar

Bianca Manuela Gutierrez

Bernardo Herrerias

Bill Mayo

Petri Rinkinen

Robert Sacoff

Ana de Sampaio

Richard Vary

Peter Widmer

免責事項 :

AIPPI は伝達する情報の正確性を期すべくあらゆる努力をしていますが、これらの情報は、特定の資格を有する専門家の助言に代わるものとみなされるものではありません。AIPPI は、インタビューで表明された意見やウェブの外部リンクを介して提供される情報に対しては一切責任を負いません。